

別 表 2

(設計住宅性能評価の評価料金)

1. 業務規程第 28 条に規定する設計住宅性能評価の評価料金の額は、設計住宅性能評価申請一件につき定めるものとし、別表Ⅰ (い) 欄の床面積の合計に応じた (ろ) 欄に掲げる額とする。
2. 前項の別表第 1 (い) 欄の床面積の合計は、次表各項の左欄に掲げる区分に応じ、同表各項の右欄について算定する。

(1)	住宅を建築する場合 (次の (2) から (4) までに掲げる場合を除く。)	当該建築に係る部分の床面積
(2)	住宅の計画の変更をして住宅を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価を検査センター以外の者から受けている場合	当該建築に係る部分の床面積
(3)	住宅の計画の変更をして住宅を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価を検査センターから受けている場合	当該計画の変更に係る部分の床面積の 2 分の 1 (床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)
(4)	検査センターが設計住宅性能評価審査中であった住宅の計画を大規模に変更して住宅を建築する場合	当該計画の変更に係る部分の床面積の 2 分の 1 (床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)

(建設住宅性能評価の評価料金)

3. 業務規程第 28 条に規定する建設住宅性能評価の評価料金の額は、建設住宅性能評価申請一件につき定めるものとし、別表Ⅱ (い) 欄の床面積の合計に応じた (ろ) 欄に掲げる額とする。

ただし、室内空気中の化学物質の濃度等の評価の測定については、別に定める化学物質濃度測定手数料算定要領に規定する額を加算するものとする。

(他者が設計住宅性能評価を行った住宅の建設住宅性能評価の評価料金)

4. 建設住宅性能評価の対象となる住宅の計画に係る設計住宅性能評価 (設計住宅性能評価を受けた住宅の計画の変更に係る住宅性能評価を受けた場合にあつては、当該住宅性能評価。) を行った者が検査センターでない場合は、前条の評価料金の額に、別表Ⅲ (い) 欄の床面積の合計に応じた別表Ⅲ (ろ) 欄に掲げる額を加算する。

(評価料金の返還について)

5. 評価業務のうち建設住宅性能評価において、契約の取下げ及び解除に伴い料金の一部を返還する場合は、別表Ⅲ (い) 欄の申請の取下げを行った時期に応じた (ろ) 欄の率に当該評価料金を乗じた額とする。ただし、戸建住宅においては、第4回目の現場検査を実施した日以降及び共同住宅においては、竣工時(最終回)の現場検査を実施した日以降は、評価料金を変換しない。評価料金が支払われていない場合には、別表Ⅳより計算した額を当該料金から減じて請求するものとする。

別表Ⅰ (設計住宅性能評価料金) (円)

	(い) 床面積の合計	(ろ) 手数料の額 (基本額)		
		I)	II)	III)
戸 建 住 宅	100 m <sup>2</sup> 未満	30,000	25,000	20,000
	100 m <sup>2</sup> 以上 200 m <sup>2</sup> 未満	37,000	32,000	27,000
	200 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	55,000	50,000	45,000
	500 m <sup>2</sup> 以	P × 19,000 + 55,000		
共 同 住 宅	500 m <sup>2</sup> 未満	55,000 + M × 21,000		
	500 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	70,000 + M × 21,000		
	1,000 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	94,000 + M × 21,000		
	2,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満	270,000 + M × 21,000		
	10,000 m <sup>2</sup> 以上 50,000 m <sup>2</sup> 未満	420,000 + M × 21,000		
	50,000 m <sup>2</sup> 以上	870,000 + M × 21,000		

※P：延べ面積から500 m<sup>2</sup>減じた数値を200 m<sup>2</sup>で除した数値とする。

※M：評価対象戸数とする。

※【性能評価事項による加算】

- ・性能表示事項の内、選択事項を評価事項として申請する場合は、1項目につき1,500円を上記の基本額に加算する。
- ・温熱環境・エネルギー消費量に関する性能表示事項を、一次エネルギー消費量等級とした場合は、10,000円を上記の基本額に加算する。

I)：住宅型式性能認定(以下「認定」という。)及び型式住宅部分等製造者認証(以下「認証」という。)を受けていない住宅。

II)：認定及び認証を受けた住宅で、構造の安定に関する事又は温熱環境・エネルギー消費量に関する事、どちらかの性能項目を受けている住宅。

III)：認定及び認証を受けた住宅で、構造の安定に関する事及び温熱環境・エネルギー消費量に関する事、両方の性能項目を受けている住宅。

別表Ⅱ（建設住宅性能評価料金）

（円）

	(い) 床面積の合計	(ろ) 手数料の額（基本額）		
		I)	II)	III)
戸 建 住 宅	100 m <sup>2</sup> 未満	65,000	63,000	53,000
	100 m <sup>2</sup> 以上 200 m <sup>2</sup> 未満	86,000	83,000	68,000
	200 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	113,000	90,000	69,000
	500 m <sup>2</sup> 以上	P × 29,000 + 115,000		
共 同 住 宅	500 m <sup>2</sup> 未満	N × 68,000 + M × 23,000		
	500 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	N × 97,000 + M × 23,000		
	1,000 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	N × 120,000 + M × 23,000		
	2,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満	N × 240,000 + M × 23,000		
	10,000 m <sup>2</sup> 以上 50,000 m <sup>2</sup> 未満	N × 400,000 + M × 23,000		
	50,000 m <sup>2</sup> 以上	N × 795,000 + M × 23,000		

※P：延べ面積から500 m<sup>2</sup>減じた数値を200 m<sup>2</sup>で除した数値とする。

※M：評価対象戸数とする。

※N：検査を行った回数とする。

I)：住宅型式性能認定（以下「認定」という。）及び型式住宅部分等製造者認証（以下「認証」という。）を受けていない住宅。

II)：認定及び認証を受けた住宅で「構造の安定に関すること」又は「温熱環境・エネルギー消費量に関する」の、どちらかの性能項目を受けている住宅。

III)：認定及び認証を受けた住宅で「構造の安定に関すること」及び「温熱環境・エネルギー消費量に関する」の、両方の性能項目を受けている住宅。

別表Ⅲ（他者が設計住宅性能評価を行った場合の料金加算額）

（円）

	(い) 床面積の合計	(ろ) 手数料の額
戸 建 住 宅	100 m <sup>2</sup> 未満	9,500
	100 m <sup>2</sup> 以上 200 m <sup>2</sup> 未満	12,000
	200 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	19,000
	500 m <sup>2</sup> 以上	P × 9,500 + 19,000
共 同 住 宅	500 m <sup>2</sup> 未満	28,000 + M × 10,000
	500 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	34,000 + M × 10,000
	1,000 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	47,000 + M × 10,000
	2,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満	130,000 + M × 10,000
	10,000 m <sup>2</sup> 以上 50,000 m <sup>2</sup> 未満	210,000 + M × 10,000
	50,000 m <sup>2</sup> 以上	430,000 + M × 10,000

※P：延べ面積から500 m<sup>2</sup>減じた数値を200 m<sup>2</sup>で除した数値とする。

※M：評価対象戸数とする。

別表IV（評価料金の返還率）

	(い) 欄 申請の取下げを行った時期	(ろ) 欄 該当評価料金に乗ずる率
戸 建 住 宅	建設住宅性能評価の申請書を受理した日 から第1回の現場検査の前日まで	0.95
	第1回の現場検査を実施した日から 第2回の現場検査の前日まで	0.7
	第2回の現場検査を実施した日から 第3回の現場検査の前日まで	0.45
	第3回の現場検査を実施した日から 第4回の現場検査の前日まで	0.2
共 同 住 宅 等	建設住宅性能評価の申請書を受理した日 から第1回の現場検査の前日まで	0.95
	第1回の現場検査を実施した日から 竣工時（最終回）の現場検査の前日まで	$1 - \{(J \div N \times 0.95) + 0.05\}$

※ J：申請の取下げの日までに実施した現場検査の回数

※ N：検査回数

（住宅性能評価書の再交付）

6. 住宅品質確保の促進等に関する法律施行規則第4条第4項及び第7条第4項に基づき、住宅性能評価書を再交付する場合の手数料は1通につき2,000円とする。

（消費税）

7. 1. から6. に掲げる評価料金の額には、消費税を別途加算するものとする。